

認知症の正しい理解を

認知症とは

単なる「もの忘れ」ではありません。

「久しぶりに会った人の事を思い出せない…」このような経験は誰にでもあります。「もの忘れ」は自然な老化によっておこる「単なる歳のせい」です。

一方、「認知症」は誰にでも起こる可能性のある「病気」です。いろいろな原因で脳の神経細胞が死んでしまったり、働きが悪くなることにより、記憶・判断力などの障害がおこり、毎日の生活が困難となった状態を言います。

早期診断が大切です！

認知症の原因となる病気はたくさんあり、認知症と異なる病気であっても同じような症状が現れることがあります。まず、認知症かどうか、きちんと診断を受けることが大切です。

「おかしい」と思ったら、「歳のせいでは…」と考えて放置することなく、早めに医療機関に相談に行ってみましょう。

早期治療でこんなメリットが！

- 治療で治る認知症もあります。
- 進行を遅らせることが可能な場合もあります。
- より早い相談や支援サービスの利用につながります。

まずは、お住まいの市町村の地域包括支援センターにご相談ください！！

高齢者が、健やかで安心して暮らせる社会を目指して



高齢者虐待防止

虐待を早期に発見するポイント

一般的に高齢者虐待は家庭内や施設内という密室の中で行われることが多く、また、本人が家族をかばったり、介護してもらっているために外部への相談をためらったりすることもあり、周りからは発見しにくいものです。

虐待を早期に発見するためには、日頃から本人や家族(介護者)が発するサインを見逃さないことが大切です。

虐待の要因

介護疲れなどにより介護者のストレスが増大し、虐待の要因となることがあります。特に介護が長期化している場合は、周囲の配慮が必要です。

高齢者とその家族を孤立させない！

あいさつ、声かけなどが、高齢者虐待の防止につながります。



虐待のサインに気付いたら

虐待のサインに気付いたときは、まず、お住まいの市町村の高齢福祉担当課や地域包括支援センターへご相談ください。もちろん、虐待を受けている高齢者ご自身の相談も可能です。

高齢福祉保険課 ☎017-734-9296

あなたと子どもたちのため ~DV防止と被害者保護~

配偶者の暴力(DV)は、重大な人権侵害であり、犯罪となる行為を含むこともあります。

県では、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定し、次の4つの基本目標のもと市町村をはじめとする関係機関とともに、配偶者からの暴力のない社会の実現をめざします。

基本目標

I DVを許さない社会づくり

(地域・学校等での人権教育、「命を大切に作る心」を育む県民運動)

II 被害者保護対策の充実

(発見・通報機関の対応強化、医療機関での発見体制強化、一時保護体制の強化、いつでもどこでも相談できる体制づくり)

III 被害者の自立支援のための環境整備

(就労支援、住宅確保、被害者と子どもの心のケア)

IV 職務関係者の資質の向上と連携

(民間団体との協働、医療関係者との連携、民生委員・児童委員等との連携)



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？
「配偶者暴力防止法」では、DVは、配偶者(内縁関係含む)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

配偶者暴力相談支援センター一覧

名称	電話番号	相談受付時間
青森県女性相談所	017-781-2000	平日 8:30~20:00 土日祝 9:00~18:00
DVホットライン	0120-87-3081	24時間 年中受付(緊急・通報)
青森県男女共同参画センター	017-732-1022	木~火 9:00~16:00
東地方福祉事務所	017-734-9951	平日 8:30~17:30
中地方福祉事務所	0172-33-3211	平日 8:30~17:30
三戸地方福祉事務所	0178-27-4435	平日 8:30~17:30
西北地方福祉事務所	0173-35-2156	平日 8:30~17:30
上北地方福祉事務所	0176-62-2145	平日 8:30~17:30
下北地方福祉事務所	0175-22-2296	平日 8:30~17:30

※このほか、市福祉事務所、最寄りの警察署でも相談を受け付けています。

夫や恋人からの暴力に悩んでいるあなたへ

「暴力を受けるのは自分が悪いから」、「これは家庭内の問題だから」などとひとりで悩んでいませんか。

家庭内の暴力を外部に相談することは勇気のいることですが、自分と子どもたちの安全や将来のための援助を求めることはあなたの権利です。

ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

子どもみらい課 ☎017-734-9303